部長及び参事官　　厚生発第146号
殿　　（警務）
所　属　長　　令和７年５月30日
５年保存（口訓）
本　部　長

熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために必要な対応について（通達乙）

見出しのことについては、近年の猛暑の影響で増加している熱中症の重篤化による死亡災害を防止することを目的として、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）が別添のとおり改正され、令和７年６月１日から、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために必要な対応が事業者に義務付けられることとなったところである。

具体的には、熱中症があった際に対応できるよう

○　早期発見のための報告体制の整備

○　重篤化を防止するための措置の実施手順の作成

を行い、その内容を関係作業者へ周知することを義務付けるものであり、適切に行わなかった場合の罰則（６月以下の懲役又は50万円以下の罰金（労働安全衛生法第119条））も措置されている。

各所属にあっては、改正後の規則に基づき、引き続き職員の健康の保持のための対応を確実に実施されたい。

参考資料「職場における熱中症対策の強化について」（厚生労働省作成）のリーフレット及びパンフレットを添付するので、参考とすること。